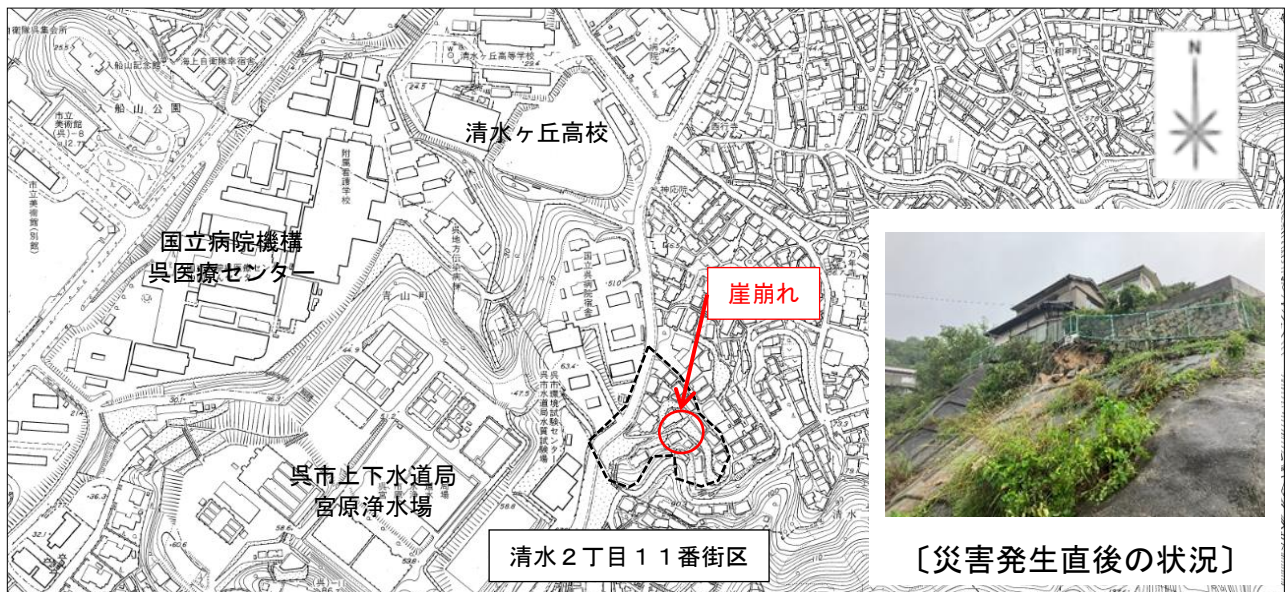




民有地の復旧に係る略式代執行の実施について

令和5年11月8日付けで告示を行った呉市清水2丁目11街区内の石積擁壁の復旧につきましては、指定した期限までに、所有者等が行うべき措置が実施されなかったため、宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、従前の例によるとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第17条第3項により準用する同法第14条第5項の規定に基づき、次のとおり略式代執行を実施します。

- 1 土地の所在地
呉市清水2丁目11番33号地先北側斜面
- 2 執行日
令和5年12月1日（金）
午前10時より略式代執行宣言を行ったのち、作業に着手します。
- 3 略式代執行の対象となる工作物
石積擁壁
- 4 略式代執行責任者
都市部長 荻野 晋
- 5 執行の内容
調査・設計及び復旧工事



〔位置図〕